告示

○金融庁告示第二十五号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百十七条第二十七項第一号の規定に基づき、金融庁長官が定める為替リスク想定比率を算出する方法を次のように定め、平成二十九年二月二十七日から適用する。

平成二十八年六月十四日

金融庁長官　森　信親

（為替リスク想定比率の算出方法）

第一条　金融商品取引業等に関する内閣府令（次条において「府令」という。）第百十七条第二十七項第一号に規定する金融庁長官が定める方法は、定量的計算モデルを用いる方法とする。

（定量的計算モデルの基準）

第二条　金融商品取引業者等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。次条において同じ。）は、定量的計算モデルを用いる方法により為替リスク想定比率（府令第百十七条第二十七項第一号に規定する為替リスク想定比率をいう。以下この条及び次条において同じ。）を算出する場合には、片側九十九パーセントの信頼区間を使用し、特定通貨関連店頭デリバティブ取引（府令第百十七条第一項第三十九号に規定する特定通貨関連店頭デリバティブ取引をいう。以下この条において同じ。）の保有期間（為替リスク想定比率を算出する際に、特定通貨関連店頭デリバティブ取引に係る資産を保有すると仮定する期間をいう。）を一日以上とするものとする。

（データの抽出要件）

第三条　金融商品取引業者等は、定量的計算モデルを用いる方法により為替リスク想定比率を算出する場合には、次に掲げる全ての要件を満たすヒストリカル・データ（過去に実際に発生した価格変動を表す数値をいう。）を使用するものとする。

一　直近二十六週の期間を対象とした数値又は直近百三十週の期間を対象とした数値のいずれか高いものを採用すること。

二　各数値に掛目を乗じて得た数値でないこと。

三　少なくとも毎週一回更新されること。

○総務省告示第二百五十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百十一条の四第一項及び第四項の規定に基づき、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月十四日

総務大臣　山本　早苗

別表第一中「株式会社ＴＢＳラジオ&コミュニケーションズ」を「株式会社ＴＢＳラジオ」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○政治資金適正化委員会告示第三十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十八年六月十四日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏名
五〇六七	二八、五、二六	淺上　勲
五〇六八	二八、五、二六	小山　義則
五〇六九	二八、五、二六	田中　雅裕
五〇七〇	二八、五、二六	西口　毅

○法務省告示第三百十一号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国カリフォルニア州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十八年六月十四日

法務大臣　岩城　光英

氏名　デレク・ヒルドレス・ウィルソン

生年月日　千九百五十九年四月三十日

○法務省告示第三百十二号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十八年六月十四日

法務大臣　岩城　光英

氏名　木内　翼

生年月日　千九百八十二年四月二十八日

○法務省告示第三百十三号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、中国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十八年六月十四日

法務大臣　岩城　光英

氏名　李　小龍

生年月日　千九百七十四年十一月二十三日

○法務省告示第三百十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月五日法務省告示第三百九十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月十四日

法務大臣　岩城　光英

第二号の表に次のように加える。

京都プラス精機株式会社	京都府京丹後市峰山町赤坂九十一番地の十三	プラスチック成形
巴バルブ株式会社	大阪府大阪市西区新町三丁目十一番十一号	機械加工

○法務省告示第三百十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月十四日

法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表に次のように加える。

有限会社澤田重機	岐阜県岐阜市野一色六丁目八番十四号	型枠施工
株式会社関西オークラ	滋賀県東近江市御園町九十番地	プラスチック成形

○法務省告示第三百十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月十四日

法務大臣　岩城　光英

第二号ハの表有限会社渥美工務店の項中「岩手県岩手郡滝沢村滝沢字土沢三百十番地三十三」を「岩手県滝沢市土沢三百十番地三十三」に改める。

○法務省告示第三百十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月十四日

法務大臣　岩城　光英

第二号イの表に次のように加える。

日立オートモティブシステムズ株式会社	茨城県ひたちなか市高場二千五百二十番地	自動車部品製造

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社星秀社マックス	栃木県小山市大字外城九十番地十二	塗装
ナカセイ株式会社	静岡県袋井市久能二千九百五十九番地の十八	塗装